

居宅介護支援 重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-720-7667

担当 指定居宅介護支援事業者 相談窓口

2 介護老人保健施設一心館 指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	医療法人社団愛友会 介護老人保健施設 一心館
所在地	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室8-1-13番地
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援（1153080017）
サービスを提供する地域	伊奈町全域 それ以外は応相談

＊ 上記地域以外の方でもご希望の方は御相談ください。

(2) 事業所の職員体制

資格	常勤	非常勤
管理者・主任介護支援専門員	1名	名
主任介護支援専門員	1名	名
介護支援専門員	1名以上	名

(3) 営業日・営業時間

営業日	月曜～金曜 午前8時30分～午後5時30分
休日	土・日・祭日・12月31日～1月3日

※緊急連絡電話 048-720-7667（24時間対応）

3 介護老人保健施設一心館 居宅介護支援事業所 運営方針

- ① 住み慣れた地域で、安心して暮らせる居宅サービス計画書を作成し、地域福祉の拠点となる事業所を目指します。
- ② 依頼者の要望に可能な限り即した、柔軟性のある居宅サービス計画書を各サービス事業者と連携して作成・実施いたします。
- ③ サービスの質、向上を常に目指すため、職員の研修参加を積極的に実施します。

4 公正中立な立場での業務実施

当事業者は、利用者のサービス事業者選択の支援を行うにあたっては利用者の希望をふまえ、必要性に反して特定の事業所や法人への利益誘導を行う事がないよう、その選定または推薦に関しては公平中立に行っています。

5 居宅介護支援の内容

(1) インテークワーク

初回の相談依頼を受けて、利用者・家族と面談します。

(2) アセスメント

利用者の居宅等を訪問して、利用者・家族と面談した上で課題の分析をします。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

(4) サービス担当者会議の開催

上記の原案を基に、利用者・家族・専門職等と会議を開催します。利用者、家族の同意を得たうえで、テレビ電話等オンラインツールを活用する場合があります。

(5) 文書による同意

会議で検討された計画書を、利用者・家族の同意を受けて交付します。

(6) モニタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅を訪問して面談し、モニタリング結果を記録します。

(7) 居宅サービス計画の変更

利用者等の状態が変化した場合は、速やかに居宅サービス計画の変更のための上記(2)から(5)を実施します。

(8) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

○指定居宅介護支援事業者は、居宅介護支援の提供開始に際し、予め利用者・家族に対し、利用者が医療機関に入院する場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関に伝えるよう求めます。

○介護支援専門員は、サービス事業所から利用者に係る情報提供を受けた時や、その他必要と認める時は、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他心身や生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て、主治医や歯科医師又は薬剤師に提供します。

○介護支援専門員は、利用者が訪問看護・通所リハビリ等の医療サービスを希望する場合やその他必要な場合には、同意を得て主治医等の意見を求めます。また、その場合においては、居宅サービス計画を主治医等に交付します。

○利用者は複数の居宅サービス事業所を紹介するよう求める事ができます。また、居宅サービス計画原案に位置付けたサービス事業所等の選定理由の説明を求める事ができます。

6 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。(利用料の詳細は別紙1参照)

(2) 交通費

サービス提供地域（伊奈町全域）にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問する為の交通費をご負担していただく事になります。＊通常の事業の実施地域超過地点から5Kmにつき100円

(3) 解約料

当事業所の場合、利用者はいつでも解約が可能です。料金も頂きません。

7 秘密の保持と個人情報の利用

○当事業所は、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」等を遵守し、業務上知り得た利用者・家族の秘密を厳守致します。また、介護支援専門員その他従業者であった者から、秘密が漏れる事の無い様、管理を徹底致します。

○必要に応じて個人情報を利用する場合は、予め利用者や家族から同意を頂きます。

8 実習生について

当事業所は介護支援専門員実務研修実習生受け入れ協力事業所として県に登録しています。実習生を伴い訪問する場合は、予め利用者や家族からの同意を頂きます。

9 虐待防止の為の措置

当事業所は、利用者等の人権の擁護や、虐待の発生又は再発防止のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1)虐待が疑われる事案が発生した際は、その利用者の地区を担当する包括支援センターや市町村に連絡し、適切な対応をします。
- (2)委員会を設置し、虐待の発生防止・早期発見・再発防止の対策を検討します。
- (3)虐待防止の為の指針の整備、研修会を実施します。
- (4)責任者は管理者とします。

10 身体拘束等の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない事とする。身体拘束を行う場合には、その態様及び時間・利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録します。

11 業務継続計画(BCP)の策定

感染症や非常災害の発生時において、居宅介護支援の提供を継続的に実施及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に沿って必要な措置を講じます。

12 事故発生時の対応方法

居宅介護支援の提供により、利用者に対する事故が発生した場合には速やかに家族及び、市町村関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、損害賠償をすべき事故の場合は、速やかに損害賠償を行います。

13 サービス内容に関する苦情

① 当事業所利用者相談・苦情担当

指定居宅介護支援事業者 介護老人保健施設一心館
相談窓口 (管理者) 介護支援専門員 横山 菜採
電話 048-720-7667

② 各市町村区の相談窓口、国民健康保険団体連合会においても受け付けております。

<伊奈町 福祉課介護保険担当>

住所：埼玉県北足立郡伊奈町中央4丁目355番地

電話：048-721-2111 (内線2125)

<埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口>

住所：さいたま市中央区大字下落合1704 (国保会館)

電話：048-824-2568

14 その他運営に関する重要事項

- (1) 従業員の資質向上を図る為、計画的に研修の機会を設けています。
- (2) 職場におけるハラスメント対策の方針明確化等、必要な措置を講じます。

15 当法人の概要

名称：医療法人社団 愛友会 (代表者：理事長 中村 康彦)

法令遵守責任者：塩沢 (上尾中央総合病院)

主たる事業所所在地：上尾市柏座一丁目10番10号

連絡先：048-773-1111